



鳥取県公報

令和7年3月26日（水）
号外第26号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（8）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 6
	職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例（9）（〃）・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（10）（〃）・・・・・・・・・・ 28
	鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（11）（〃）・・・・・・・・・・ 29
	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（12）（〃）・・・・・・・・ 34
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（13）（〃）・・・・・・・・・・ 40

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の在宅勤務等の実施に伴う負担の軽減等を図るため在宅勤務等手当を新設する等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 在宅勤務等手当の新設

(ア) 住居等において正規の勤務時間の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。

(イ) 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

イ 定年前再任用短時間勤務職員に対して、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する地域手当及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)を支給する。

(2) 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員業績手当を廃止する。

イ 特定任期付職員に対する期末手当の支給割合を0.95月分(現行 1.675月分)とする。

ウ 特定任期付職員に対して支給することができる手当に勤勉手当を加え、その支給割合を0.75月分とする。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1)アに準じた改正を行う。

(4) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(1)及び(2)に準じた改正を行う。

(5) 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

(1)イに準じた改正を行う。

(6) 施行期日は、公布の日とする(2)エに関する事項を除き、令和7年4月1日とする。

◇職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

経済社会情勢の変化に対応するため、旅費は旅行に要する実費を弁償するものとし、その種類及び内容を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の旅費等に関する条例の一部改正

ア 職員に支給する旅費の種目を鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当(現行 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当)とする。

イ 鉄道賃の特別急行列車又は普通急行列車の座席指定料金に係る距離の制限を廃止(現行 片道100キロメートル以上)する。

ウ その他の交通費(現行 車賃)の支給の対象となる費用にタクシー、レンタカー、有料道路又は有料駐車場の利用に係るものを加える。

エ 宿泊費(現行 宿泊料)の支給額は、宿泊に係る特別な事情がある場合を除き、宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額とする。

オ 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用に関する旅費種目として包括宿泊費を新たに設ける。

- カ 宿泊手当（現行 日当）の支給額は、宿泊を伴う旅行について1夜につき2,400円（現行 1日につき2,200円）とする。
 - キ 転居費（現行 移転料）の支給額は、転居の実態を勘案して算定される額（現行 旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額）とする。
 - ク 着後滞在費（現行 着後手当）の支給額は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額（現行 日当及び宿泊料定額の5夜分）とする。
 - ケ 旅費の支給額の上限は、旅費の種目ごとにそれぞれの費用又は種目について計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とする。
 - コ 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。
 - サ その他所要の改正を行う。
- (2) 次の条例について、(1)に準じた改正を行う。
- ア 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例
 - イ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例
- (3) 施行期日等
- ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の定数管理を適切に行うため、知事の事務部局の職員等の定数を定める。

2 条例の概要

(1) 次のとおり職員の定数を改める。

区 分	定 数	
	改正後	現 行
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	2,226人	2,215人
県立学校の職員	2,035人	2,027人
県立学校の職員以外の職員	191人	188人
企業局の職員	48人	51人
県費負担教職員	3,978人	3,997人

(2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

女性が働きやすく暮らしやすい社会づくり、産学官連携体制の強化、鳥獣被害対策の一元化等の取組を地方創生と一体的に強力に推進する体制整備等のため、男女協働未来創造本部を新設し、政策戦略本部を令和の改新戦略本部に改組するとともに、輝く鳥取創造本部、総務部、地域社会振興部、子ども家庭部、生活環境部及び県土整備部を再編する等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県行政組織条例の一部改正

ア 政策戦略本部を令和の改新戦略本部に改め、人口減少対策に関する事項のうち人口政策に関する事項を輝く鳥取創造本部から移管する。

イ 男女協働未来創造本部を設置し、次の事務を所掌させる。

(ア) 職場や社会生活における女性の活躍の推進に向けた性別による無意識の思い込みの解消に関する事項

- (イ) 女性が働きやすく暮らしやすい社会づくりに向けた県民運動に関する事項
- (ウ) その他男女共同参画社会に関する事項
- ウ 子ども家庭部の所掌から総務部に私立学校、学術及び科学技術に関する事項（幼稚園に関する事項を除く。）並びに教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項を移管する。
- エ 地域社会振興部及び県土整備部の所掌事務から産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項を削る。
- オ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正
 - 倉吉未来中心に置く鳥取県男女共同参画センターを鳥取県男女協働未来創造センターに改組する等所要の改正を行う。
- (3) 鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正
 - 男女共同参画を推進するための体制は男女協働未来創造本部を中心として整備することとする等所要の改正を行う。
- (4) 鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正
 - ア 鳥取県中部総合事務所は、東伯郡三朝町及び西伯郡大山町の区域の社会福祉法に基づく福祉に関する事務を所掌するものとする。
 - イ 鳥獣対策センターに係る規定を削る。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 鳥取県福祉事務所設置条例は、廃止する。
 - ウ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

職員の仕事と家庭生活等との両立を支援するとともに、勤務能率の増進等を図るため、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度（以下「フレックスタイム制度」という。）の拡充その他職員のより多様で柔軟な働き方の選択を可能とするために必要な措置を講ずる。

2 条例の概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア フレックスタイム制度において、通常の週休日に加えて勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員に、活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員を加える。

イ 次に掲げる場合には、休憩時間を一斉に与えないこととすることができるものとする。

(ア) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき。

(イ) フレックスタイム制度により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

ウ 子を養育するために正規の勤務時間以外の勤務をしないことを請求することができる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（現行 3歳に満たない子のある職員）とする。

エ 子育て部分休暇の対象となる子を中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者又は障害児である子にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）（現行 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）とする。

オ 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないものとする。

- カ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (1)に準じた改正を行う。
- (3) 職員の退職手当に関する条例の一部改正
 - フレックスタイム制度の拡充に伴う会計年度任用職員の退職手当の取扱いを定める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和7年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定され、教育委員会に教育職員免許状再授与審査会を置くこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 教育委員会の附属機関として鳥取県教育職員免許状再授与審査会を設置することとし、その調査審議する事項を定める。
- (2) 知事の附属機関について定めた規定中引用する私立学校法等の条項を改める。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項の一部を除き、令和7年4月1日とする。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員(前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員)にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定め</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、職員(前条に掲げる職員のうち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)にあっては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)にあっては、第16条の14の定めるところによる。</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、<u>支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員</u>にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>

<p>る割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ネ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員並びに第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(在宅勤務等手当)</p> <p><u>第10条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p><u>2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、<u>在宅勤務等手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含</u></p>	<p>ア～ネ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。)のうち、通勤のため自動車等(原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。)を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日(以下この項において「特定日」という。)に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7～9 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象とならない勤務であるときは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)の月額、定時制通信</p>
---	---

<p>む。)の月額、定時制通信教育手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第16条の11 定年前再任用短時間勤務職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで及び第16条の9の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、それぞれ適用しない。</p>	<p>教育手当の月額及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定める時間数)を減じたもので除して得た額(以下この項において「月額給与の時間額」という。)とし、職員の勤務が特殊勤務手当のうち人事委員会規則で定めるものの支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に人事委員会規則で定める額を加算した額とする。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第16条の11 定年前再任用短時間勤務職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、<u>第9条の3、第11条の4、第11条の5</u>及び第16条の9の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、それぞれ適用しない。</p>
--	---

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 任命権者(法<u>第2条第3項</u>に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員の任期を定めた採用)</p> <p>第2条 任命権者(法<u>第2条第2項</u>に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規</u></p>

<p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項、<u>第16条の4第2項及び第16条の7第2項</u>の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第16条の7第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の75」とする。</u></p>	<p><u>則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>6 第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額決定並びに前項の規定による<u>特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条の2から第9条まで、第9条の5、第11条の6、第13条から第15条まで、<u>第16条の7及び第16条の8</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項<u>及び第16条の4第2項</u>の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「<u>任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員</u>」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
---	--

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあつては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手</u></p>

<p>当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第18条第2項の定めるところによる。</p> <p>(単身赴任手当) 第4条の6 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u> <u>第4条の7 住居その他これに準ずるものとして知事が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他知事が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p>	<p>当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第18条第2項の定めるところによる。</p> <p>(単身赴任手当) 第4条の6 略</p>
--	--

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、<u>単身赴任手当、在宅勤務等手当、</u>特殊勤務手当、特勤手当に準ずる手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(単身赴任手当) 第6条の2 略</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u> <u>第6条の3 住居その他これに準ずるものとして企業管理規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他企業管理規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p>	<p>(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(単身赴任手当) 第6条の2 略</p>

<p>(任期付職員についての適用除外) 第18条の5 第4条、第4条の3、第5条、第8条及び第10条から第12条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略</p>	<p>(特定任期付職員業績手当) 第15条の2 知事は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業管理規程の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。 2 前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 (任期付職員についての適用除外) 第18条の5 第4条、第4条の3、第5条、第8条、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略</p>
--	--

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第11条 略 (在宅勤務等手当) 第11条の2 住居その他これに準ずるものとして企業管理規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他企業管理規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。</p>	<p>(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、救急医療機関勤務臨時手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、<u>特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当とする。 (単身赴任手当) 第11条 略 (特定任期付職員業績手当)</p>

<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条 第6条、第7条及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外) 第25条の2 第5条から第7条まで、第9条及び第14条から第16条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>第20条の2 病院事業の管理者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業管理規程の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第25条 第6条から第8条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>(任期付職員についての適用除外) 第25条の2 第5条から第7条まで、第9条、<u>第14条から第16条まで及び第20条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 略</p>
---	--

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第6条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3及び第16条の9の規定は、<u>暫定再任用職員には、適用しない。</u></p> <p>(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、<u>第7条</u>及び第21条の規定は、<u>暫定再任用職員には適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、<u>第11条の4、第11条の5</u>及び第16条の9の規定は、<u>暫定再任用職員には、適用しない。</u></p> <p>(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から<u>第8条</u>まで及び第21条の規定は、<u>暫定再任用職員には適用しない。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中任期付職員の採用等に関する条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行う権限を有する者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。以下同じ。)との間における旅行をいう。</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 県内 在勤庁の存する都道府県の区域内の地域をいう。</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域(都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域)をい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p>

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定による旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に人事委員会規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をしないとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に前項に定める事項の記載をしなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職員に、人事委員会規則の定めるところにより、出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当を支給しないものに限る。）に係る旅行命令簿等への記載をしない旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に次条第3項の規定による旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行う権限を有する者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1)・(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、当該旅行者に当該旅行に関する事項を記載した旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）の提示をしなければならない。ただし、旅行命令簿等の提示をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等の提示をしなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、その職員に、人事委員会規則の定めるところにより、口頭により出張のための内国旅行（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料を支給しないものに限る。）に係る旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

<p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 旅費の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道及びこれらに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第5項及び第14条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。</u></p> <p>3 船賃は、<u>船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。第5項及び第15条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。</u></p> <p>4 航空賃は、<u>航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及びこれに類するもの並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第16条第2項において同じ。）を利用する移動に要する費用とする。</u></p> <p>5 <u>その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。</u></p> <p>6 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。</u></p> <p>7 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。</u></p> <p>8 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。</u></p> <p>9 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（家族移転費が支給されることとなる家族の移転のうち赴任後における職員の居住地に移転する場合の当該家族の転居に要する費用を含む。）とする。</u></p> <p>10 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係</u></p>	<p>7 <u>旅行命令簿等の記載事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u></p> <p>2 鉄道賃は、<u>鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>3 船賃は、<u>水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u></p> <p>4 航空賃は、<u>航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u></p> <p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ旅客運賃又は1キロメートル当たりの定額により支給する。</u></p> <p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u></p> <p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p> <p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</u></p> <p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転につ</u></p>
---	---

<p><u>る費用とする。</u></p> <p>11 <u>家族移転費は、赴任に伴う<u>家族</u>の移転に要する費用とする。</u></p> <p>12 <u>渡航雑費は、<u>外国旅行</u>に要する雑費とする。</u></p> <p>13 <u>死亡手当は、職員<u>の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。</u></u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 <u>旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></u></p> <p><u>第8条から第12条まで 削除</u></p>	<p><u>いて、定額により支給する。</u></p> <p>11 <u>扶養親族移転料は、赴任に伴う<u>扶養親族</u>の移転について、<u>支給する。</u></u></p> <p>12 <u>旅行雑費は、<u>外国へ</u>の出張に伴う雑費について<u>実費額により支給する。</u></u></p> <p>13 <u>死亡手当は、<u>第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。</u></u></p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の<u>旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</u></p> <p>第8条 <u>旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。</u></p> <p>第9条 <u>旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u></p> <p>2 <u>同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除算する。</u></p> <p>第10条 削除</p> <p>第11条 <u>1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u></p> <p>第12条 <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級又は号給の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目</u></p>
---	--

<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員等」という。）に人事委員会規則で定める書類の提出（以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその必要書類の提出をしなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>的に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当職員等」という。）に人事委員会規則で定める書類の提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を人事委員会規則で定める方法により提供することを含む。以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその必要書類の提出をしなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 特別車両料金（人事委員会が定める職員に限る。）</p> <p>(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第14条 鉄道賃の額は、現に支払った旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p> <p>2 前項の特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。）をする場合に限り、支給する。</p> <p>3 第1項の座席指定料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。）</p>

<p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 特別船室料金（人事委員会が定める職員に限る。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。</p>	<p>(船賃)</p> <p>第15条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるもの場合には、上級の運賃）</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるもの場合には、上級の運賃）</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行（公務上の必要その他特別の事情がある場合における旅行であって人事委員会が定めるものに限る。）をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</p> <p>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p>
<p>(航空賃)</p> <p>第16条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>	<p>(航空賃)</p> <p>第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p>

(その他の交通費)

第17条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条

第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用

旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道

路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(5) 人事委員会規則で定める旅行における人事委員会規則で定める私有自動車等を利用する移動1キロメートルにつき25円

(6) 有料の道路又は有料の駐車場の利用に要する費用

第18条 削除

(宿泊費)

第19条 宿泊費の額は、別表の区分欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ宿泊基準額の欄に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）のとおりとする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(車賃)

第17条 車賃の額は、現に支払った旅客運賃による。ただし、人事委員会規則で定める旅行における車賃の額は、1キロメートルにつき25円とする。

(日当)

第18条 日当の額は、1日につき2,200円とする。

2 日当は、次に掲げる旅行をした場合に支給する。

(1) 県内以外の地域における旅行で、当該旅行中の夜数（県内の地域におけるものを除く。）が1以上であるもの

(2) 1日の旅行（県内以外の地域における旅行を含むものに限る。）で、用務終了後帰着する時刻が午後9時（人事委員会の定める旅行にあっては、人事委員会の定める時刻）以降となるもの（前号に掲げる旅行を除く。）

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 甲地方（東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費

支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいう。） 1夜につき10,900円

(2) 乙地方（前号及び次号の地域以外の地域をいう。次項において同じ。） 1夜につき9,800円

(3) 鳥取県の区域内 1夜につき8,200円

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなして前項の規定を適用する。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第20条 包括宿泊費の額は、移動に係る第14条から第17条までの規定による額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第20条の2 宿泊手当の額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、第19条又は前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に定める額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、当該移動に係る第14条から第17条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、第1項に定める額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第21条 転居費の額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第22条 着後滞在費の額は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第23条 家族移転費の額は、次の各号に規定する額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から起算して1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に定める日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた第19条第1項に定める宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

<p>(2) <u>前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</u></p> <p>2 <u>旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)をこえることができない。</u></p> <p>(3) <u>第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u></p>
<p><u>(近距離の転居に係る転居費等の制限)</u></p> <p>第25条 <u>同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内)における在勤庁の変更に伴う旅行については、公設宿舍への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</u></p>	<p><u>(県内の同一地域内旅行の旅費)</u></p> <p>第25条 <u>県内の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次条第2項ただし書に該当する場合には、同項ただし書に規定する額の移転料を支給する。</u></p>
<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p>第26条 <u>内国旅行における次の各号に掲げる種目の旅費の支給額は、それぞれに定める額を合計した額とする。</u></p> <p>(1) <u>鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(第17条第5号に掲げる費用に係るものを除く。)(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)</u> <u>第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項各号並びに第17条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少な</u></p>	<p><u>(県内以外の同一地域内旅行の旅費)</u></p> <p>第26条 <u>県内以外の同一地域内における旅行(第18条第2項各号に掲げるものに限る。)</u> <u>については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u></p> <p>2 <u>県内以外の同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。</u></p>

<p><u>い額を合計した額</u></p> <p>(2) <u>宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費</u> (<u>宿泊手当に相当する部分を除く。</u>) <u>及び家族移</u> <u>転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)</u> <u>当該</u> <u>各種目について第7条、第19条、第20条、第21</u> <u>条、第22条及び第23条第1項の規定により計算し</u> <u>た額と現に支払った額を比較し、当該各種目のい</u> <u>ずれか少ない額を合計した額</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第27条 <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅</u> <u>費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該</u> <u>退職等に伴う旅行について、次の各号に規定する旅</u> <u>費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張のための旅行中に退職等となった</u> <u>場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職</u> <u>務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤</u> <u>地に旅行する者として計算した旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任のための旅行中に退職等となった</u> <u>場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職</u> <u>務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤</u> <u>地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p>2 <u>第3条第2項第2号の2の規定により支給する旅</u> <u>費は、赴任の例に準じ、退職となる前の職務の級の</u> <u>者として旧在勤地から帰住地に旅行するものとして</u> <u>計算した旅費(着後滞在費を除く。)</u>とする。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、退職等となった職員が家</u> <u>族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居</u> <u>費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に</u> <u>相当するものを加えるものとする。</u></p> <p>4 <u>旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情が</u> <u>ある場合には、第1項に規定する期間を延長するこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第28条 <u>第3条第2項第2号の規定により支給する旅</u></p>	<p><u>い。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のため</u> <u>の公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すこと</u> <u>を命ぜられたため住所又は居所を移転した場合に</u> <u>は、別表の路程50キロメートル未満の場合の移転料</u> <u>定額の3分の1に相当する額(扶養親族を随伴しな</u> <u>い場合には、その2分の1に相当する額)の移転料</u> <u>(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを</u> <u>切り捨てた額)を支給する。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第27条 <u>第3条第2項第1号の規定により支給する旅</u> <u>費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が出張中に退職等となった場合には、次</u> <u>に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令</u> <u>の通達を受け、又はその原因となった事実の発</u> <u>生を知った日(以下「退職等を知った日」とい</u> <u>う。)</u>にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p><u>イ 退職等を知った日の翌日から起算して3月以</u> <u>内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合</u> <u>に限り、出張の例により計算した退職等を知っ</u> <u>た日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の</u> <u>旅費</u></p> <p>(2) <u>職員が赴任中に退職等となった場合には、赴</u> <u>任の例により、かつ、新在勤地を旧在勤地とみな</u> <u>して前号の規定に準じて計算した旅費</u></p> <p>2 <u>第3条第2項第2号の2の規定により支給する旅</u> <u>費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住</u> <u>地までの前職務相当の旅費(着後手当を除く。)</u>と する。</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第28条 <u>第3条第2項第2号の規定により支給する旅</u></p>
---	--

費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に規定する旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第31条 略

(旅費の返納)

第31条の2 支出担当職員等は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当職員等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第33条 第1号会計年度任用職員に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び

費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例により計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第31条 略

(第1号会計年度任用職員の費用弁償)

第33条 第1号会計年度任用職員に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額

<p>死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>2 略</p>
---	---

第2条 職員の旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第19条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
埼玉県、東京都、京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

（証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（昭和45年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用弁償の種類及び額）</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p>	<p>（費用弁償の種類及び額）</p> <p>第2条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費</u>及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定により職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。</p>

（鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正）

第4条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

1 鉄道賃及び船賃

区分	鉄道賃	船賃
知事及び副知事	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の合計額	運賃（運賃の等級が区分された船舶による旅行の場合には、最上級の運賃）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の合計額
その他の知事等	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）及びこれらに付随する費用の合計額	運賃（運賃の等級が区分された船舶による旅行の場合には、最下級の運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも最下級の直近上位の級の運賃）、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）及びこれらに付随する費用の合計額

2 宿泊費

区分		宿泊費基準額 （1夜につき）
知事及び副知事	埼玉県、東京都、京都府	27,000円
	福岡県	25,000円
	千葉県	24,000円
	神奈川県、新潟県	22,000円
	香川県	21,000円
	熊本県	20,000円
	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円
	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円
	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	15,000円
	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円
	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	13,000円
	福島県、鳥取県、山口県	11,000円
	その他の知事等	職員の旅費等に関する条例別表に定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条及び第2条の規定による改正後の職員の旅費等に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）、第3条の規定による改正後の証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例（以下「改正後の証人等費用弁償条例」という。）及び第4条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の知事等旅費条例」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当

該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例、改正後の証人等費用弁償条例及び改正後の知事等旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の職員旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、第1条及び第2条の規定による改正前の職員の旅費等に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の職員旅費条例第31条の2の規定は、改正後の職員旅費条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,226人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,035人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>191人</u> (3)～(7) 略 (8) 企業局の職員 <u>48人</u> (9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>3,978人</u> 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 <u>2,215人</u> ア 県立学校の職員 <u>2,027人</u> イ アに掲げる職員以外の職員 <u>188人</u> (3)～(7) 略 (8) 企業局の職員 <u>51人</u> (9) 略 (10) 県費負担教職員 <u>3,997人</u> 2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条 第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部を置く。</p> <p><u>令和の改新戦略本部</u> 輝く鳥取創造本部 <u>男女協働未来創造本部</u> 総務部 危機管理部 地域社会振興部 福祉保健部 子ども家庭部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(<u>令和の改新戦略本部の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>令和の改新戦略本部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>人口政策に関する事項</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>(輝く鳥取創造本部の所掌事務)</p> <p>第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 人口減少対策に関する事項(<u>令和の改新戦略本部の所管に係るものを除く。)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条 第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部を置く。</p> <p><u>政策戦略本部</u> 輝く鳥取創造本部 総務部 危機管理部 地域社会振興部 福祉保健部 子ども家庭部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p> <p>(<u>政策戦略本部の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>政策戦略本部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略</p> <p>(輝く鳥取創造本部の所掌事務)</p> <p>第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 人口減少対策に関する事項</p>

<p>(2)～(8) 略</p> <p>(男女協働未来創造本部の所掌事務)</p> <p><u>第5条</u> 男女協働未来創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>職場や社会生活における女性の活躍の推進に向けた性別による無意識の思い込みの解消に関する事項</u></p> <p>(2) <u>女性が働きやすく暮らしやすい社会づくりに向けた県民運動に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>私立学校、学術及び科学技術に関する事項(幼稚園に関する事項を除く。)</u></p> <p>(12) <u>教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項</u></p> <p>(13) <u>デジタル社会の推進に関する事項(令和の改新戦略本部と共管)</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(危機管理部の所掌事務)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(地域社会振興部の所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(子ども家庭部の所掌事務)</p> <p><u>第10条</u> 子ども家庭部の所掌事務は、次のとおりと</p>	<p>(2)～(8) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第5条</u> 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>デジタル社会の推進に関する事項(政策戦略本部と共管)</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(危機管理部の所掌事務)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(地域社会振興部の所掌事務)</p> <p><u>第7条</u> 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>産業廃棄物処理施設(公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)の設置許可に関する事項(県土整備部と共管)</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(子ども家庭部の所掌事務)</p> <p><u>第9条</u> 子ども家庭部の所掌事務は、次のとおりと</p>
---	--

<p>する。 (1)～(5) 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務) 第11条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 (5)～(15) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務) 第12条 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務) 第13条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第14条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略</p> <p>(統轄監及び部長) 第15条 略</p> <p>(部以外の組織及び分掌事務) 第16条 略</p> <p>(雑則) 第17条 略</p>	<p>する。 (1)～(5) 略 (6) <u>私立学校、学術及び科学技術に関する事項</u> <u>(幼稚園に関する事項を除く。)</u> (7) <u>教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項</u></p> <p>(生活環境部の所掌事務) 第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 <u>(地域社会振興部及び県土整備部の所管に係るものを除く。)</u> (5)～(15) 略</p> <p>(商工労働部の所掌事務) 第11条 略</p> <p>(農林水産部の所掌事務) 第12条 略</p> <p>(県土整備部の所掌事務) 第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>産業廃棄物処理施設(公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。)</u>の設置許可に関する事項 <u>(地域社会振興部と共管)</u></p> <p>(統轄監及び部長) 第14条 略</p> <p>(部以外の組織及び分掌事務) 第15条 略</p> <p>(雑則) 第16条 略</p>
---	---

(鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(鳥取県男女協働未来創造センター)</p> <p>第2条 <u>女性が働きやすく暮らしやすい社会づくりをはじめとして、男女共同参画社会を実現するため、倉吉未来中心に鳥取県男女協働未来創造センター（以下「センター」という。）を置く。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(鳥取県男女共同参画センター)</p> <p>第2条 男女共同参画社会（<u>女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を発揮し、ともに参画できる社会をいう。以下同じ。</u>）を実現するため、倉吉未来中心に鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <p>2 センターは、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の養成を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に活動の拠点を提供し、相互の交流及び連携を進めること。</u></p> <p>(4) <u>性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に応ずること。</u></p> <p>(5) <u>その他男女共同参画社会の形成を図るために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。</p>
---	--

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

第3条 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(推進体制の整備)</p> <p>第11条 県は、<u>鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定に基づき男女協働未来創造本部</u>を設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、<u>鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第2条第1項に規定する鳥取県男女協働未来創造センター</u>に窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。</p>	<p>(推進体制の整備)</p> <p>第11条 県は、<u>鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第2条第1項の規定に基づき鳥取県男女共同参画センター</u>を設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、<u>鳥取県男女共同参画センター</u>に窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。</p>

(鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正)

第4条 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(総合事務所) 第2条 略 2・3 略 <u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、鳥取県中部総合事務所に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に定める事務を所掌させるものとし、当該事務に係る所管区域は、東伯郡三朝町及び西伯郡大山町とする。</u></p> <p>第7条 削除</p>	<p>(総合事務所) 第2条 略 2・3 略</p> <p><u>(鳥獣対策センター)</u> 第7条 <u>野生鳥獣による農作物等に対する被害の防止に関する事務を所掌させるため、鳥獣対策センターを設置する。</u> 2 <u>鳥獣対策センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県鳥獣対策センター</td> <td style="text-align: center;">八頭郡八頭町</td> <td style="text-align: center;">鳥取県</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	鳥取県鳥獣対策センター	八頭郡八頭町	鳥取県
名称	位置	所管区域					
鳥取県鳥獣対策センター	八頭郡八頭町	鳥取県					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(鳥取県福祉事務所設置条例の廃止)
- 2 鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）は、廃止する。
(鳥取県附属機関条例の一部改正)
- 3 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県男女協働未来創造センター運営協議会</u></td> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県男女協働未来創造センターの運営のあり方に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		<u>鳥取県男女協働未来創造センター運営協議会</u>	<u>鳥取県男女協働未来創造センターの運営のあり方に関する事項</u>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県男女共同参画センター運営協議会</u></td> <td style="text-align: center;"><u>鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		<u>鳥取県男女共同参画センター運営協議会</u>	<u>鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項</u>	略	
名称	調査審議する事項																
略																	
<u>鳥取県男女協働未来創造センター運営協議会</u>	<u>鳥取県男女協働未来創造センターの運営のあり方に関する事項</u>																
略																	
名称	調査審議する事項																
略																	
<u>鳥取県男女共同参画センター運営協議会</u>	<u>鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項</u>																
略																	

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員として人事委員会規則で定めるもの</u></p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、<u>次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき。</u></p> <p>(2) <u>職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき。</u></p> <p>(3) <u>第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合</u></p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、<u>職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。</u></p>

<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ</u><u>るもの</u>）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第20条 略</p> <p>(<u>要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等</u>)</p> <p>第21条 <u>任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下<u>この条及び第17条において</u>「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第20条 略</p>
---	---

<p><u>護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第22条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p><u>第23条 略</u></p>	<p>（人事委員会規則への委任）</p> <p><u>第21条 略</u></p>
---	---

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p><u>2・3 略</u></p> <p>4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につ</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p><u>2・3 略</u></p> <p>4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につ</p>

き前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1)・(2) 略

(3) 活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員として人事委員会規則で定めるもの

(休憩時間)
第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき。

(3) 第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条 略

2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

3 略

4 市町村教育委員会は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5・6 略

(無給休暇)
第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

き前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1)・(2) 略

(休憩時間)
第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)
第8条 略

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

3 略

4 市町村教育委員会は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5・6 略

(無給休暇)
第15条 無給休暇は、次のとおりとする。

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇) 第17条の2 略</p> <p><u>(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 市町村教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第19条 市町村教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(人事委員会規則への委任)</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇) 第17条の2 略</p> <p>(人事委員会規則への委任)</p>
---	---

第20条 略	第18条 略
--------	--------

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び<u>4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。</u>)が18日(1月間の日数(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該1月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない場合にあつては、18日から20日と当該1月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項及び第2条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより行うことができる。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第8条第1項並びに私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条の2及び第13条に規定する事項</u>	鳥取県私立学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第9条第1項並びに私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条の2及び第13条に規定する事項</u>
略		略	
鳥取県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号） <u>第72条第1項に規定する事項</u>	鳥取県医療審議会	医療法（昭和23年法律第205号） <u>第71条の2第1項に規定する事項</u>
略		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第2項の規定による教育職員検定に関する事項	鳥取県特別免許状教育職員検定審査委員会	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第2項の規定による教育職員検定に関する事項
鳥取県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第23条第1項に規定する事項		
略		略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1鳥取県医療審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。